

鳶ヶ池中学校後援会についてのお知らせ

皆様においては、ますますご健勝のことと存じます。日頃は、鳶ヶ池中学校の活動につきまして格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

鳶ヶ池中学校は今年創立 131 周年に当たり、子どもたちの心身の健全な発育を目的として、このたび鳶ヶ池中学校後援会を設立いたしました。

近年の鳶ヶ池中学校の子どもたちの活躍には目覚ましいものがあり、全国的な評価も高まっております。

後援会では、部活動の支援や体育大会・文化発表会などの行事、総合的な学習活動全般への助成等を行うことで、鳶ヶ池中学校ならではの様々な教育活動が活性化できるように、更なる教育環境向上のために支援をしていきます。

この趣旨をご理解いただき、ぜひ鳶ヶ池中学校後援会に入会していただきますようお願い申し上げます。会費は、一口年 1,000 円となっています。

*会費の振り込みを希望される方は下記口座をお願いします。

他金融機関→ゆうちょ銀行 【店名】六四八（読み ロクヨンハチ）

【店番】 6 4 8

【預金種目】 普通預金

【口座番号】 1 3 1 9 7 0 9

ゆうちょ銀行→ゆうちょ銀行 【記号番号】 16410-13197091

後援会についてのお問い合わせ先

武市 敏嗣 090-2782-5478

簗島 みどり 090-1468-1812 (平日は17:30~対応可)

南国市立鳶ヶ池中学校後援会 会則

第1条 本会は、南国市立鳶ヶ池中学校後援会と称す。

第2条 この団体を、南国市東崎 530 番地 南国市立鳶ヶ池中学校内におく。

第3条 本会の設立年月日は、平成 29 年 5 月 28 日とする。

第4条 本会は、教育の振興・発展を後援することを目的とする。

第5条 本会の会員は、鳶ヶ池中学校の保護者、教職員、鳶ヶ池中学校卒業生並びに本会の趣旨に賛同

する者とし、内、会費を納めた者とする。

第6条 会費は一口年 1000 円とする。

第7条 本会の運営にあたっては、次の会を持つ。

(1) 総会

総会は原則毎年一回開き、議長は会長があたる。

但し、会長が必要と認めた場合には臨時に開くことができる。

一、予算決定及び事業計画

二、決算事項

三、会長、副会長、会計、監事は総会において選出する。

四、会則の変更

五、その他必要な事項

議事の決定は、出席者の過半数の賛意によって決める。

(2) 理事会

理事会は総会に次ぐ機関であり、必要に応じて会長が招集する。

理事は会長が委嘱する。

第8条 本会に会長、副会長、理事、会計、監事をおき、顧問をおくことができる。

第9条 役員の任期は一年とする。但し、再任を妨げない。

第10条 本会の運営費は、会費、寄付金、その他を以て当てる。

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

但し、初年度は設立日から平成 30 年 3 月 31 日